

令和元年 10 月 3 日

検査ガイド試運用版について

日本原子力研究開発機構
大洗研究所

検査ガイド試運用版について、より理解を深めるため確認をお願いします。

規制区分：核燃料物質使用施設

施設：放射線管理(共通事項)

検査ガイド	記載内容	修正案	理由
BR0020 放射線被ばく評価及び個人モニタリング 検査ガイド 試運用版 (改4)	4.2 検査実施 (3) 内部被ばく評価手法 a 体外計測法 (4) 特別な被ばく評価の手法 a バイオアッセイ法 b 空气中放射性物質濃度評価法 c 核種分析手法 5.2、5.3 も同様	4.2 検査実施 (3) 内部被ばく評価手法 a 体外計測法 b 空气中放射性物質濃度評価法 c バイオアッセイ法	「バイオアッセイ法」「空气中放射性物質濃度評価法」との同列で「核種分析手法」が示されているが、適切な並びではないのではないのか。 技術的には、内部被ばく評価の目的においては、バイオアッセイ法>空气中放射性物質濃度測定法の順で信頼性が高く、体外計測法はスクリーニング程度の信頼性しか有さない。検査適性を考慮すると、修正案に示した三手法が的確に実施できる状況にあることを確認することが適正な検査と考える。また、三手法のそれぞれにおいて「核種分析」の適性

			を評価することは可能であるが、体外計測法において定量につながる核種分析手法は確立されておらず、検査に適用するのは適切とは思えない。
BR0020 放射線被ばく評価及び個人モニタリング 検査ガイド 試運用版（改4）	4.2 検査実施 (6) 事故時の緊急時放射線作業管理手法 b 事故時対応訓練における緊急時被ばく線量限度の管理手法	4.2 検査実施 (6) 事故時の緊急時放射線作業管理手法 b 事故時対応における緊急時被ばく線量限度の管理手法	訓練における線量限度を管理することは訓練の一環として想定できるが、それは保安活動とは言えない。事故対応における緊急時被ばく線量限度変更の管理手法の準備状況の検査とすべき。
BR0080 放射線環境監視プログラム 検査ガイド 試運用版（改4）	「放射線環境監視プログラム」	環境放射線モニタリング	国内において「放射線環境監視プログラム」という言葉は一般的ではない。後で出てくる「放射線環境監視計画」との関係等、用語を定義していただきたい。
BR0080 放射線環境監視プログラム 検査ガイド 試運用版（改4）	4.2 検査実施 (1) 放射線監視状況の確認 c サンプル機能喪失による他媒体（可搬型モニタリングポスト、モニタリングカー等）の適切な選択	4.2 検査実施 (1) 放射線監視状況の確認 c サンプル機能喪失を補完する設備・機器（可搬型モニタリングポスト、モニタリングカー等）の管理状況	検査項目が、サンプリング機能喪失発生時の実施状況の確認のように読めるが、異常時の対応活動の一つであり、検査項目として適切とは思えない。当該機能喪失時の補完機能の準備状況の確認が適切

			な検査項目と考える。
BR0080 放射線環境 監視プログラム 検 査ガイド 試運用版 (改4)	4.2 検査実施 (1)放射線監視状況 の確認 i 技術検討書/放射 線環境監視計画にお けるサンプルの計数 のための適切な検出 感度の記載や放射線 測定器の状態を維持 に係る活動、協力企 業等の品質管理プロ グラムの結果等	4.2 検査実施 (1)放射線監視状況 の確認 i 環境放射線監視に おける測定品質の維 持の取組み状況	検査項目に列挙され ている内容の相対的 な意図が不明であ り、5.2項を読まな いと本項目の意図や 目的が理解し難い。 もっと端的な記載が 望ましい。
BR0080 放射線環境 監視プログラム 検 査ガイド 試運用版 (改4)	4.2 検査実施 (2)地下水等への放 射性物質の漏えいが ないことの確認	(削除)	地下水等への漏えい 管理は設備の健全性 の管理の一環で行わ れる項目ではない か。また、漏えいの 結果としての環境影 響評価は、(1)項で 包括されるのではな いか。
BR0080 放射線環境 監視プログラム 検 査ガイド 試運用版 (改4)	4.2 検査実施 (2)地下水等への放 射性物質の漏えいが ないことの確認 a 地方自治体との協 定に基づいて実施し ている・・・	(削除)	安全協定に基づく活 動を、保安検査で確 認するのは適切では ないのではないか。
BR0080 放射線環境 監視プログラム 検 査ガイド 試運用版 (改4)	4.2 検査実施 (2)地下水等への放 射性物質の漏えいが ないことの確認 c 監視外の放射性物 質の漏えいや予期し	(削除)	設置許可における事 故想定とは別に、新 たに施設の安全性評 価が求められるとい うことか。保安検査 で確認するのは適切

	ない放射性気体廃棄物の事業者評価		ではないのではないか。
BR0080 放射線環境監視プログラム 検査ガイド 試運用版 (改4)	4.2 検査実施 (2)地下水等への放射性物質の漏えいがないことの確認 d 汚染の範囲、放出源評価のための十分な放射線サーベイの実施	(削除)	本件は設置許可における事故想定とは別に、新たに施設の安全性評価が求められるということか。保安検査で確認するのは適切ではないのではないか。
BR0080 放射線環境監視プログラム 検査ガイド 試運用版 (改4)	4.2 検査実施 (2)地下水等への放射性物質の漏えいがないことの確認 e 放射性物質を含んでいるあるいはその可能性のあるサイトの地表水塊からの放出評価及び地下水の漏えいポテンシャルの確認。	(削除)	本件は設置許可における事故想定とは別に、新たに施設の安全性評価が求められるということか。保安検査で確認するのは適切ではないのではないか。
BR0080 放射線環境監視プログラム 検査ガイド 試運用版 (改4)	4.2 検査実施 (2)地下水等への放射性物質の漏えいがないことの確認 f 新しい放出源に関する線量計算マニュアルの更新。	(削除)	本件は設置許可における事故想定とは別に、新たに施設の安全性評価が求められるということか。保安検査で確認するのは適切ではないのではないか。